

各常任委員会行政視察報告

5月の下旬に、総務、民生、建設産業、文教の4常任委員会が、それぞれ行政視察を行ってまいりました。各常任委員会の報告は以下のとおりです。

総務常任委員会

5月20日～22日(所管事項調査)

一 埼玉県草加市

「自転車の安全な利用に関する条例について」

条例を制定することにより、市・市民・自転車等利用者・保護者・高齢者家族、事業者・関係団体等それぞれの責務を明確にした上で、自転車交通安全教育の実施や自転車損害賠償責任保険等への加入促進を図り、交通事故件数の減少に繋げている。

二 兵庫県伊丹市

「災害サポート登録制度について」

災害発生時の初期対応には、地域の自助、共助による活動が被害軽減、早期復旧に欠かせないことから、協定制度よりも手続きが簡単な登録制度を設けることにより、小規模な事業所の保有する能力を災害対応に活かすことが可能となった。

初期対応や行政の対応能力

を超える分野での災害対応力の向上が期待できる。

三 兵庫県西宮市

「議会BCP及び

防災時の議会行動

マニュアルについて」

阪神・淡路大震災の経験を活かし作成した「災害発生時の対応要領」を東日本大震災の事例を踏まえ、より具体的に議会、議員及び議会事務局の役割と行動を想定し、要領を更に発展させ作成した、西宮市議会BCP(業務継続計画)は、議会の機能を回復するための行動や様々な災害を想定した行動について検討している。



埼玉県草加市役所にて

民生常任委員会

5月22日～24日(所管事項調査)

一 京都府京都市

「京エコロジーセンター

について」

本施設は、地球温暖化防止京都会議を記念して開設された環境学習や環境保全活動の輪を広げるための施設であり、市民に温暖化防止やごみ減量などの環境学習の場とプログラムを提供し、地域で環境保全活動を行う人材の育成に力を入れている。

二 京都府亀岡市

「かめおかプラスチック

ごみゼロ宣言について」

亀岡市は、平成24年に内陸部の自治体で初めて「海ごみサミット」を開催し、保津川から海ごみをなくす取り組みを発信してきた。平成30年12月13日に亀岡市と市議会が「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」を行った。

三 滋賀県守山市

「ほたる条例について」

守山市は、ほたるの発生地としては初めての国の天然記念物に指定された。「ほたるが飛び交うふるさと守山づくり」を目指した活動を展開し、平成11年に「ほたる条例」を制定し、ほたるの自生を促す保護活動を行っている。



京エコロジーセンターにて